

○有効期間登録更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

登録番号	肥料の 種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他の規格	生産業者		有効期限	更新日
			窒素 全量	りん酸 全量		氏名又 は名称	住 所		
神奈川県 第722号	乾燥菌体 肥料	5 3 乾燥菌 体肥料	5 . 0	3 . 0	普通肥料の公定規格 の「含有を許される 有害成分の最大量」 及び「その他の制限 事項」のとおり	味の素株式会社	東京都中央区京橋一 丁目 1 5 番 1 号	令和 9 年12月14日	令和 6 年11月11日